

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月11日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

奈良県公安委員会規則第3号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「県民サービス課」を「広報相談課」に改める。

第2条の2中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第8条（見出しを含む。）中「県民サービス課」を「広報相談課」に改め、同条中第13号を第14号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 機関誌の編集及び発行に関すること。

別表第1 警務課人材マネジメント室の項中「第14号」を「第13号」に改め、同表 県民サービス課犯罪被害者支援室の項を次のように改める。

広報相談課犯罪被害者支援室	第8条第10号から第14号までに掲げる事務
---------------	-----------------------

別表第1 少年課少年サポートセンターの項の次に次のように加える。

サイバー犯罪対策課サイバー捜査室	第15条に掲げる事務のうちサイバー犯罪の捜査及びその支援並びに犯罪捜査に係る解析に関する事務
------------------	--

別表第2の2の(12)吉野警察署の表大滝駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年3月28日から施行する。